

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

条 例

恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例

(恩給の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額(恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第三十七号)第一条第二項ただし書に該当した退職年金又は遺族年金にあつては、昭和五十一年七月三十一日において受けていた恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額に一・二九三を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。))にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二

目 次

- 恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例
- 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在职期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在职期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

年十二月鳥取県令第五十五号)の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。
 (職権改定)
 第二条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年七月一日から適用する。
 別表(第一条関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮 定 給 料 年 額
五二五、三〇〇 円	五八五、七〇〇 円
五四九、一〇〇	六一二、二〇〇
五七三、五〇〇	六三九、五〇〇
五九七、七〇〇	六六六、四〇〇
六二二、三〇〇	六九三、九〇〇
六三七、七〇〇	七一一、〇〇〇
六五三、一〇〇	七二八、二〇〇
六七一、〇〇〇	七四七、七〇〇
六九六、三〇〇	七七五、三〇〇
七一八、三〇〇	七九九、二〇〇
七三八、六〇〇	八二一、四〇〇
七六三、四〇〇	八四八、四〇〇
七八八、三〇〇	八七五、五〇〇

八二五、六〇〇	九〇五、三〇〇
八四三、一〇〇	九三五、三〇〇
八七七、二〇〇	九七二、七〇〇
八九八、八〇〇	九九六、五〇〇
九二六、八〇〇	一、〇二七、四〇〇
九五三、九〇〇	一、〇五七、三〇〇
一、〇〇八、一〇〇	一、一一七、〇〇〇
一、〇二二、五〇〇	一、一三二、九〇〇
一、〇六四、一〇〇	一、一七八、八〇〇
一、一一九、四〇〇	一、二三九、八〇〇
一、一八〇、五〇〇	一、三〇七、二〇〇
一、二一一、七〇〇	一、三四一、六〇〇
一、二四一、四〇〇	一、三七四、四〇〇
一、二八三、九〇〇	一、四二一、二〇〇
一、三〇八、九〇〇	一、四四八、八〇〇
一、三八一、六〇〇	一、五二九、〇〇〇
一、四一七、五〇〇	一、五六八、六〇〇
一、四五五、二〇〇	一、六一〇、二〇〇
一、五二七、七〇〇	一、六九〇、二〇〇
一、六〇一、〇〇〇	一、七七一、〇〇〇
一、六一九、九〇〇	一、七九一、八〇〇
一、六八〇、四〇〇	一、八五八、六〇〇
一、七六六、二〇〇	一、九五三、二〇〇
一、八五一、二〇〇	二、〇四七、〇〇〇
一、九〇三、六〇〇	二、一〇四、八〇〇

一、九五四、八〇〇
 二、〇五八、七〇〇
 二、一六二、五〇〇
 二、一八三、一〇〇
 二、二六五、八〇〇
 二、三七〇、一〇〇
 二、四七四、一〇〇
 二、五七七、四〇〇
 二、六四二、三〇〇
 二、七一一、九〇〇
 二、八四五、六〇〇
 二、九八〇、九〇〇
 三、〇四九、〇〇〇
 三、一一四、八〇〇
 三、二四九、二〇〇
 三、三一〇、四〇〇
 三、三八三、五〇〇
 三、五一七、三〇〇
 三、六六三、八〇〇
 三、七三九、一〇〇
 三、八一〇、三〇〇
 三、八八五、〇〇〇
 三、九五七、三〇〇
 四、一〇三、二〇〇

二、一六一、二〇〇
 二、二七五、八〇〇
 二、三八七、九〇〇
 二、四〇九、八〇〇
 二、四九七、六〇〇
 二、六〇八、三〇〇
 二、七一八、八〇〇
 二、八二八、五〇〇
 二、八九七、四〇〇
 二、九七一、三〇〇
 三、一一三、三〇〇
 三、二五七、〇〇〇
 三、三二九、三〇〇
 三、三九七、八〇〇
 三、五三七、九〇〇
 三、六〇一、六〇〇
 三、六七五、五〇〇
 三、八〇九、三〇〇
 三、九五五、八〇〇
 四、〇三一、一〇〇
 四、一〇二、三〇〇
 四、一七七、〇〇〇
 四、二四九、三〇〇
 四、三九五、二〇〇

四、二四九、三〇〇	四、五四一、三〇〇
四、三二一、六〇〇	四、六一三、六〇〇
四、三九五、六〇〇	四、六八七、六〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の給料年額に対応する仮定給料年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が五二五、三〇〇円未満の場合においてはその年額に一・一一五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が四、三九五、六〇〇円を超える場合においてはその年額に二九二、〇〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定給料年額とする。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十六号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県
 条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（行政財産である土地の無償貸付け又は減額貸付け等）

第四条の二 行政財産である土地は、他の地方公共団体その他公共団体に
 おいて公用又は公共用に供するときは、これを無償若しくは時価よりも
 低い価額で貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条
 例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正す
 る条例

（鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正）

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十
 二月鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条ノ二中「第七十七条」の下に、「第七十八条ノ二」を加える。
 第二十三条ノ二第一項中「百四万円」を「百十五万円」に、「五百二
 十万円」を「五百七十五万円」に、「六百二十四万円」を「六百九十万
 円」に改める。

第二十五条ノ十三第一項中「政令第二百三十三号」の下に「。以下「
 政令第二百三十三号」ト謂フ」を加え、同条第二項中「昭和四十八年十
 月一日」の下に「（政令第二百三十三号第二条第十三号ニ掲グル職員ニ
 付テハ昭和五十一年七月一日）」を、「昭和四十八年十月」の下に「
 （政令第二百三十三号第二条第十三号ニ掲グル職員ニ付テハ昭和五十
 一年七月）」を加える。

（恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正）

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月
 鳥取県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十年八月分」を「昭和五十一年七月分」に、
 「四十二万円」を「五十五万円」に、「三十一万五千円」を「四十一万
 二千五百円」に、「二十一万円」を「二十七万五千円」に、「十五万七
 千五百円」を「二十万六千三百円」に、「十万五千円」を「十三万七
 千五百円」に改め、同条第四項中「昭和五十年七月三十一日」を「昭和五
 十一年六月三十日」に改める。

（恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部改正）

第三条 恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例（昭和四十九年十月
 鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、その超える年数が十年」を「その超える年数が十年に達
 するまで、八十歳未満の者に給する退職年金又は八十歳未満の者に給す

る遺族年金の年額の算定の基礎となる退職年金の昭和五十一年七月分以降の年額についてはその超える年数が五年」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)、第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例及び第三条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の規定は、昭和五十一年七月一日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

4 改正後の年金条例第二十五条ノ十三第二項に規定する政令第二百三十三号第二条第十三号ニ掲グル職員としての在職年月数が退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられることとなる者に係る退職年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以降、その年額を、改正後の年金条例の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(遺族年金の年額に係る加算の特例)

5 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「年金条例」という。)、第二十五条において準用する恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第一号に規定する遺族年金を受ける者が妻であつて、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各

号に掲げる額を加えるものとする。

一 扶養遺族(年金条例第二十五条において準用する恩給法第七十五条第三項に規定する扶養遺族をいう。以下同じ。)である子(十八歳以上二十歳未満の子にあつては不具廢疾である者に限る。次号において同じ。)が二人以上ある場合 六万円

二 扶養遺族である子が一人ある場合 三万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

6 年金条例第二十五条において準用する恩給法第七十五条第一項第二号又は第三号に規定する遺族年金を受ける者については、その年額に二万四千円(扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円)を加えるものとする。ただし、遺族年金の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の遺族年金の年額を控除した額とする。

一 年金条例第二十五条において準用する恩給法第七十五条第一項第二号に規定する遺族年金 六十万二百円

二 年金条例第二十五条において準用する恩給法第七十五条第一項第三号に規定する遺族年金 四十五万九千二百円

7 前二項の規定は、年金条例の規定による恩給年額の計算の基礎となつた給料と恩給法の規定による恩給年額の計算の基礎となつた俸給とが併給されていた者であつて、年金条例の規定による恩給年額の計算の基礎となつた給料の額が、これらの併給された給料及び俸給の合算額の二分

の以下であつたものについては適用しない。

8 附則第五項及び第六項の規定は、年金条例の規定による遺族年金の支給を受ける者が、その者に係る年金条例の規定の適用を受けていた者の死亡について、次に掲げるものの支給を受けている間は適用しない。

一 恩給法の規定による扶助料

二 二以上の都道府県の退職年金条例の規定による遺族年金にあつては、当該退職年金条例の規定の適用を受けていた者が地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の施行日（同法附則第一条本文に規定する施行日をいう。）の直前に適用を受けていた退職年金条例の規定による遺族年金

9 附則第五項又は第六項の規定により新たに遺族年金の年額に加算されることとなる者の当該加算は、昭和五十一年七月から始めるものとする。

（職権改定）

10 附則第五項第三号及び第六項の規定による遺族年金の年額に係る加算は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十八号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する退職年金及び遺族年金を除き、在職期間の年数が十七年未満の者で六十歳以上のものに支給する退職年金及び在職期間の年数が十七年未満の者の遺族で六十歳以上のものに支給する遺族年金（第二項の規定の適用を受ける遺族年金を除く。）の年額の算定の基礎となる退職年金についての第一項第三号の規定の適用に関しては、同号中「百五十分の二・五」とあるのは、「百五十分の二」とする。

附則第十条に次の一項を加える。

6 前項に規定する遺族年金を除き、在職期間の年数が十七年未満の者の遺族で六十歳以上のものに支給する遺族年金についての第二項の規定の適用に関しては、同項中「同項各号に掲げる場合の区分に応じ、退職年金の基礎となるべき給料年額に当該各号に定める率」とあるのは、「退職年金の基礎となるべき給料年額に第四項の規定により読み替えられた前項第三号に定める率」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例附則第十条の規定は、昭和五十一年七月分以後の月分の退職年金及び遺族年金について適用する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十九号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表の三を次のように改める。

三 貸付金額の限度等

貸付金額の限度、据置期間及び償還期限は、それぞれ貸付金の種類ごとに知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「八千円」を「八千三百七十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 昭和四十八年度以前の建設に係る県営住宅については、県営住宅相互の間における家賃の不均衡を是正するため、第九条の二の規定にかかわらず、同条の規定による家賃を、昭和五十一年九月に建設大臣が定めた法第十三条第三項及び公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第九号）第六条に規定する率によつて法第十三条第三項の規定により算出した限度額に国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条第一項の規定により当該県営住宅につき交付すべき国有資産等所在市町村交付金の額に相当する額の月割額を加えて得た額の範囲内において、規則で定める額に変更する。

7 昭和五十一年一月一日前に前項の規定により家賃が変更された県営住宅に入居している者に係る第十一条第一項の規定の適用については、同項中「家賃」とあるのは、「附則第六項の規定による変更前の家賃」とする。

別表第一の第二種県営住宅の表中

五十一年	五輪	八頭
------	----	----

郡佐治村大字古市

五

を

五十一年	五十一年	五十一年	五十一年
浜の上	ひばりが丘第四	緑町第三	五輪
西伯郡中	鳥取市浜	鳥取市立	八頭郡佐

治村大字古市

五

川町五丁目

二四

坂

二四

山町御崎

一一

に改める。

別表第二の表中

庄内

名和町

を

庄内	浜の上
----	-----

名和町

中山町

に改める。

附則、

この条例中附則の改正規定は昭和五十一年一月一日から、別表第一及び別表第二の改正規定は規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十二号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 別表に定める各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

別表一級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表三級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表四級の項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同表五級の項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表六級の項第三号を次のように改める。

三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表六級の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になつたもの

別表七級の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になつたもの

三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になつたもの

別表七級の項第四号中「に著しい」を「又は精神に」に改める。

別表九級の項中第一三号及び第一四号を削り、第一二号を第一六号とし、第八号から第一一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当

な程度に制限されるもの

別表九級の項第六号の次に次の二号を加える。

七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表一〇級の項第四号を次のように改める。

四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表一〇級の項中第一〇号を第一一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表一一級の項第四号を次のように改める。

四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表一一級の項中第九号を第一一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表一三級の項中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表一四級の項中第一〇号を第一一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

別表備考を削る。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、昭和五十年九月一日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付一時金及び遺族給付一時金並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】